

令和4年 第2回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和4年2月15日(火) 午後2時30分 みをつくし文化センター 2階 大研修室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 平尾温己 加茂龍雄 江間栄作  
中村金夫 横井典行 足立侑律 袴田博子 根木常次 内山進吾  
岡本純 杉山誠 後藤剛 中安千秋 森島倫生 鈴木英雄  
水崎久司 井上保典 小柳守弘 鈴木要  
欠席： 山中秀三 伊藤安子

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 木下穰 齋藤和也 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎  
秋山尚司 吉山和志 渡邊光二 富永幹人 須藤晶子 加茂真也

4. 審議事項

- 第8号議案 農地法第3条の規定による許可について  
第9号議案 農地法第4条の規定による許可について  
第10号議案 事業計画変更承認申請について  
第11号議案 農地法第5条の規定による許可について  
第12号議案 買受適格証明願について(3条許可競売)  
第13号議案 非農地証明について  
第14号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続き(20年経過)に係る  
特例農地等の利用状況の確認について  
第15号議案 農用地利用集積計画の決定について

5. 報告事項

- 報第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について  
報第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報第15号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について  
報第16号 農地の地目変更登記に係る報告について

6. その他

## 議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、コロナの蔓延防止のための重点措置が適用される中、入り口での検温や手指消毒等のご協力をいただきましてありがとうございます。会議中も換気等してまいりますので、寒さや電車などの音が聞こえてしまうことについては、ご理解ご協力をいただきたいと思います。

それでは只今から、令和4年第2回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、現時点で24名のところ22名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。欠席の方は、議席番号14番山中秀三委員、議席番号22番伊藤安子委員でございます。

なお、会議中は、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。今、コロナが蔓延しておりまして大変な時期ではございますが、先月も言ったように、総会は遅延遅滞ができないためコロナ対策をしっかりしていきたいと思っております。事務局長とも打ち合わせをしまして、検温、手洗い、マスクの着用、換気などの対策としてできることを改めて洗い出して、徹底をしていこうとなりました。皆さんの健康が第一ですが、そのように対策をしたうえで総会を開催しますので、よろしく申し上げます。

話は変わりますが、先月もお話したデジタル化について、県予算そして市の予算もそういった方向に向かっているようです。私たち農業委員会もすぐにはいきませんが、好むと好まないに関わらず、少しずつデジタル化が進んでおります。本日の総会も、私の前にタブレットを1台置いておりますが、これは北区役所と浜北区役所の事務局とリモートで繋がっております。審議の中で私たちから質問があったときに、担当者として答えられるよう待機してもらっています。このように、人を分散し、密にならないような方法で総会を開催します。議会ではネットで中継するというところもあるようですが、私たち農業委員会のこのようなやり方もひとつのデジタル化であります。今回は実証実験といいますか、念のための準備であって、毎回このようにするというものではありませんが、少しずつ進めながら何年後にはデジタル化した総会になるのではないかと考えております。対面で話して意見を出し合うことも大事ですが、時代の流れやスピード感を持つという点からもデジタル化は進んでいくものですので、ご理解していただくようお願いいたします。

それからもう一点ですが、7月の総会の挨拶の中で、地区調査会ごとに何か活動を行っていただきたいをお願いをしました。コロナ禍であるので思うような活動ができなかったり、各地区の事情もあつたりすると思うので、絶対には言いませんが、年3回程度とお願いしております。私たちの任期は7月からですので、本来なら6月をもって1年となりますが、年度末でもありますので中間報告ということで、何か活動をしたという地区は3月までに事務局の齋藤グループ長へご提出ください。私も報告書を拝見して、

良い活動があれば事例として皆さんに紹介したり、私自身も参考にしたりしたいと思います。あくまで中間報告であって、7月1日から6月30日まででひとつの区切りと考えていますので、よろしくをお願いします。

あまり長く話してもよくないので、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。

会 長 それでは只今から、令和4年第2回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局 長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。

議 長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 それでは、議席番号18番の森島倫生委員、議席番号19番の鈴木英雄委員にお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります。第8号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案1ページをご覧ください。  
(議案の表紙を読み上げる)

奥 山 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号22番外32件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が13件、贈与に係る案件が2件、賃貸借に係る案件が4件、使用貸借に係る案件が4件、区分地上権に係る案件が10件でございます。

それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案1ページ、地区「笠井」、整理番号24番、議案3ページ、地区「篠原」整理番号34番、議案5ページ、地区「中瀬」整理番号45番、議案5ページ、地区「赤佐」整理番号47番は賃貸借に係る案件でございます。

賃借人は、                    の                    でございます。

                    は、浜松市内及び静岡県西部管内を中心に営農型太陽光発電設備の下部農地において榊を耕作しておりますが、この度、利用権から3条に変更して農地を借りるものでございます。

申請地は東区豊西町、西区篠原町、浜北区上島及び於呂の畑、合計5筆で、引き続き榊を耕作していく計画でございます。

続きまして議案2ページ、地区「庄内」、整理番号29、30番、議案6ページ、地区「亀玉」整理番号53番は使用貸借に係る案件でございます。

                    は、                    の認定農業者であり、青梅市以外の市町においても営農型太陽光発電の下部農地において榊を耕作しておりますが、浜松市においても営農型太陽光発電の下部農地に榊を耕作したく申請にいたったものでございます。

申請地は、西区庄内町、浜北区新原の畑、3筆で、榊を作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案3ページ、地区「都田」、整理番号37番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、北区都田町の■■■■さん、28歳でございます。■■■■さんは北区都田町でみかんを耕作しております。この度、営農地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。

申請地は、北区都田町の畑、2筆で、取得後はシャインマスカットを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案3ページ、地区「細江」、整理番号38番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、北区細江町の■■■■さん、48歳でございます。この度、営農地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。

申請地は北区細江町中川の畑、1筆で、取得後は水稻苗とナスを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案6ページ、地区「亀玉」、整理番号51番は使用貸借に係る案件でございます。

譲受人は、浜北区新原の■■■■さん、71歳でございます。■■■■さんは、これまで農業に関心があり、数年にわたり家庭菜園程度の耕作を行っていました。この度、相続を受けている農地と併せて、自宅と自己所有農地近隣にある実兄の農地を貸してもらえることになったため、申請にいたったものでございます。

申請地は、浜北区新原の畑、4筆で、許可後は、植木、みかん、玉ねぎ、サツマイモを作付けしていく計画でございます。

この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

- 議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
- 議長 初めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。
- 渡瀬 蒲・和田・長上地区調査会において、長上地区22番を協議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
- 議長 調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。
- 平尾 積志地区調査会で協議の結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。
- 加茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議いたしました。特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。
- 中村 庄内地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、篠原・舞坂地区調査会の横井委員からお願いします。
- 横井 篠原・舞坂地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。  
内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。  
議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。  
岡 本 都田地区調査会で審議しました結果、特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。  
議 長 調査会で協議した結果、特に問題はないという報告を受けております。  
議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。  
杉 山 引佐地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。  
後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。  
中 安 浜名・北浜地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区の森島委員からお願いします。  
森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議をいたしました。その中で事務局からも説明があつたように、新しく営農型太陽光発電に取り組むという法人の方にお見えいただき、聞き取り調査をしました。とてもプレゼンテーション能力の高い方で感心しました。苗木、植木に関しては、調査員も営農しているため専門的な議論になりました。今後、現地を見させてもらうということで議論いたしました。法令的に問題ありません。  
議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。  
鈴 木 英 天竜・龍山地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。  
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。  
(質疑応答なし)  
議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第8号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)  
議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。  
議 長 次に、第9号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。  
木 下 それでは、議案7ページをご覧ください。  
(議案の表紙を読み上げる)  
奥 山 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号11番外5件でございます。  
転用目的別の内訳は、農家住宅関連が3件、自己用住宅関連が2件、農業用施設が1件でございます。農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が1件、第1種農地が1件、第3種農地が4件でございます。なお、是正案件は、11番、13番、14番、15番、16番です。

それでは、転用面積が大きい案件について説明いたします。

議案 8 ページ、地区「細江」、整理番号 15 番をご覧ください。是正案件になります。北区細江町中川の申請地を農地法の許可を得ることなく、農業用施設として利用していたため、是正をおこないたいという申請です。

なお、本案件は、後程ご審議いただきます農地法第 5 条の規定による許可について、議案 19 ページ、整理番号 134 番と同時に申請されておりますので、そちらの審議も併せてお願いいたします。

申請者は、[ ] で [ ] を営む農地所有適格法人です。業務拡大に伴い、既存の畜舎に隣接した自己所有地に畜舎等を設けたものですが、申請地が農地であることが判明したため、本申請にいたったものでございます。

申請地は、聖隷三方原病院から [ ] へ約 [ ] m のところに位置する農地です。

申請地の農地区分は農用区域内農地ですが、不許可の例外規定である農業用施設用地に該当します。

本転用事業は、豚舎 2 棟、堆肥舎、駐車場が設けられたものであり、転用面積は適当と思われま。

また、申請地の雨水排水は自然浸透させ、汚水は浄化設備を通して水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

議 長 初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平 尾 積志地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で審議しました結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 調査会で協議した結果、特に問題はないということでございました。

議 長 最後に、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議 長 それでは採決いたします。第 9 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、

原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第 10 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案 9 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

渡邊 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けた後、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされています。

今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が 1 件でございます。

議案 9 ページ、地区「浜名」、整理番号 2 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である■■■■さん、承継者である■■■■さん、■■■■さんでございます。

申請にいたった経緯でございますが、当初の計画では、■■■■年■■月に農地法第 5 条許可を受け、申請地に自己用住宅を建築する予定でしたが、その後、家庭の事情で計画が中断し、建築されないまま現在にいたります。

承継者の■■■■さんは、現在借家住まいで家族も増え手狭となってきたため、申請地に自己用住宅・カーポート・テラスの建築を計画したものです。

申請地は、静岡県立浜北西高校の■■■■約■■■■m に位置する農地でございます。

農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えているため第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

承継後の転用計画は、申請地に 55.89 m<sup>2</sup> の自己用住宅、30.04 m<sup>2</sup> のカーポート、15.22 m<sup>2</sup> のテラスを建築するもので、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を設置し、汚水は合併浄化槽から道路側溝へ排水し、雨水も道路側溝へ排水する計画となっております。

当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 20 ページ、整理番号 141 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、第 10 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)



説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。  
議 長 初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。  
松 澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。  
渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議しました結果、問題ありませんでした。  
議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。  
議 長 調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。  
議 長 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。  
平 尾 積志地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。  
中 村 庄内地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。  
横 井 篠原・舞阪地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。  
足 立 116番1件ですが、地区調査会では特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。  
袴 田 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。  
根 木 新津・可美地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。  
内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。  
議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。  
岡 本 都田地区調査会で審議しました結果、特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。  
議 長 調査会では、特に問題ないという報告を受けております。  
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。  
後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。  
中 安 浜名・北浜地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。  
森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議いたしました。特に問題ありませんでした。  
議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願いします。  
井 上 佐久間・水窪地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。  
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

- 議 長 それでは採決いたします。第 11 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 議 長 次に、第 12 号議案「買受適格証明願について (3 条許可競売)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 木 下 それでは、議案 25 ページをご覧ください。  
(議案を読み上げる)
- 渡 邊 今月の買受適格証明願は競売にかかる案件 1 件でございます。  
農地の競売に参加する場合、事前に農業委員会から買受適格証明書を取得し、これを添付して参加することが民事執行規則第 33 条により定められています。これは、農地を取得できない者が最高価買受人になることを防ぐためのものであり、農地法の許可見込みのある場合に買受適格証明書が交付されます。  
それでは、地区「積志」、整理番号 1 番について説明いたします。  
願出人は、東区半田町の■■■■■さん、63 歳でございます。■■■■■さんは引佐町渋川、半田町で水稲、みかん、キウイフルーツ、栗を耕作しておりますが、居住地に近い農地で規模拡大を希望しており、この度の申請にいたったものでございます。  
申請地は東区有玉西町の畑、1 筆で取得後はみかんを作付けしていく計画でございます。  
審査したところ、下限面積要件等、農地法 3 条の許可を得るための要件をすべて満たすものであり、買受適格証明書の交付が適当と判断されるものでございます。  
説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)
- 議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 12 号議案「買受適格証明願について (3 条許可競売)」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 議 長 次に、第 13 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 木 下 それでは、議案 27 ページをご覧ください。  
(議案の表紙を読み上げる)
- 渡 邊 今月の申請案件は、地区「湖東」、整理番号 7 番外 3 件でございます。  
地区「湖東」、整理番号 7 番の申請地は昭和 46 年頃から宅地への進入路として利用されているものです。  
地区「天竜」、整理番号 8 番の申請地は大正 3 年頃に植林されたものと平成 10 年 9 月頃から宅地への進入路として利用されているものです。  
地区「天竜」、整理番号 9 番の申請地は昭和 20 年 8 月頃から農業用倉庫が建築され、

宅地利用されているものです。

地区「天竜」、整理番号 10 番の申請地は斜面地等で耕作困難のため、平成 4 年頃に植林されたものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 13 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 14 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続き（20 年経過）に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 29 ページをご覧ください。  
(議案の表紙を読み上げる)

渡 邊 今月の申請案件は、地区「都田」、整理番号 5 番の 1 件でございます。  
それではご説明いたします。

被相続人は、■■■■年■月■日に亡くなられた、■■■■さん。相続人は、北区都田町にお住いの、子の■■■■さん、63 歳です。

特例農地の面積は、申告時 3,129 m<sup>2</sup>、現在 2,629 m<sup>2</sup>です。面積の減少は、一部を分筆し農家住宅へ転用したことによるもので、その分の相続税は納税されております。

現地調査をした結果、一部の農地で草刈り等の管理はされていましたが、耕作はしてありませんでしたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)

議 長 それではご意見等もないようですので、第 14 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続き（20 年経過）に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 15 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 31 ページをご覧ください。  
(議案の表紙を読み上げる)

須 藤 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

令和 3 年度第 11 回浜松市農用地利用集積計画（案）でございます。公告予定は令和 4 年 2 月 18 日となります。2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 271 筆、218,180.47 m<sup>2</sup>の内訳でございます。

今月は、笠井地区での2筆をはじめとして、計24地区での利用権設定を予定しております。

その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。1ページから29ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、31ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

5ページの1番から6番をご覧ください。■■■■さんです。とびあ浜松農協主催の「パセリの楽園プロジェクト」で農業を学び、今回の申請にいたりました。西区呉松町■■■■番外5筆の畑、計3,294㎡を借り受け、パセリの栽培を予定しております。

次に、11ページの1番、17ページから21ページ、25ページから26ページ15番、29ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が79筆ございます。

農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(補足説明なし)

議長 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(森島委員 挙手)

議長 長 はい、森島委員。

森島 中間管理事業についてお聞きします。議案の備考欄に配分予定先の記載がありますが、私たちが心配しているのは、その配分が地域の農業者を追い出すようなものになってしまうかということです。現在も従来通り地域の農業者に配分されているのか、それとも県外または県内各市町の農業者に配分されているようなケースが増えているのかお伺いします。

議長 長 はい、事務局。

河村 農地集積グループ長の河村です。

ご質問いただいた中間管理事業について、現在浜松市内では約410haが当事業にて集積されています。これは、全体の農地約1800haのおおよそ4分の1にあたります。

配分については、中間管理機構のルールがありまして、ひとつはその農地を借りたいという担い手が集まって誰がどこを借りるかを話し合うパターン、あるいは既存の契約で貸し借りがされていて、それを中間管理事業での契約とするパターンがあります。どちらについても、地域の担い手が耕作者となっておりまして、現在は市外の方に配分さ

れたというケースはありません。

森 島 ありがとうございます。

議 長 その他ございますか。

(その他発言なし)

議 長 それでは、第15号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、報告事項の第11号から第16号までを、事務局から報告をお願いします。

木 下 (報告事項)

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議 長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

森 島 ・ 柿の栽培について

・ 法人の農地取得について

・ 耕作放棄地対策事業について

・ 人・農地関連施策について

・ 農業委員会法における認定農業者等要件の緩和について

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

議 局 ・ 農業会議情報について

・ 地区調査会活動の事例発表について

齋 藤 ・ 農地利用最適化施策の改善に関する具体的な意見の提出依頼について

木 下 今後の会議予定

・ 第3回浜松市農業委員会総会

日時 令和4年3月15日(火) 午後2時30分～

場所 浜北区役所 3階 大会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これもちまして、第2回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 35 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 4 年 3 月 15 日 (火)

会 長 松島 好則

委 員 森島 倫生

委 員 鈴木 英雄